

## 定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(生活環境)

監査実施期日： 令和4年6月6日

監査結果報告： 令和4年7月13日

1 / 2枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>1 全体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誤字脱字や記載漏れ, 押印・收受印漏れ等のうち, 軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完, 訂正されたい。</li> </ul> <p>2 業務委託契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務委託契約において, 着手届及び業務工程表, 管理技術者等通知書の提出期限が遵守されていないものが見られたので, 適正に事務処理されたい。(R4桜ノ目・空調設備点検業務,R4東部汚泥・スパイラルシャッター点検業務)</li> </ul> <p>3 修繕・工事関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温水自動洗浄装置ドレン配管交換修繕において, 一者特命随意契約としていたが, 随意契約理由は工事執行規則第26条第1項第4号「災害その他緊急を要する場合」を適用していた。起工伺では, 「経年劣化により腐食し, 水漏れが発生しており, 早急に修繕が必要なため」とされていた。経年劣化による場合は, 「災害その他緊急を要する場合」のような突発的な場合には当たらないため, 該当する号を見極め, 適正に事務処理されたい。(R3・桜ノ目)</li> <li>・ 保守点検整備修繕や汚泥脱水ホッパ修繕工事において, 一者特命随意契約としていたが, 随意契約理由書では本社名が記載され, 入札契約手続では受任機関である東北支店で書類が作成されていた。大崎市(組合)の入札参加業者登録では, 本社から入札や契約に関する権限を営業所などの受任機関に委任している場合は, 本社が契約の相手方とはならないため, 契約事務の透明性, 公平性の確保の観点から, 適正な契約事務を行うこと。(R3・六の国)</li> </ul>	<p>補完, 訂正し職員へ周知しました。</p> <p>契約業者に再提出してもらい差し替えしました。以後適正な事務処理を行います。</p> <p>職員へ周知し, 以後適正な事務処理を行います。</p> <p>職員へ周知し, 以後適正な事務処理を行います。</p>	

※ 改善措置状況は, 指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(生活環境)

監査実施期日: 令和4年6月6日

監査結果報告: 令和4年7月13日

2 / 2枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>4 現金出納簿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金出納簿において、運転管理業者が提出する現金取扱書の受理日を現金出納簿の受付日としているが、領収書を発行した日(実際の納入期日)と統一して処理をされたい。</li> </ul> <p>5 処理手数料・実績関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理手数料・実績関係において、衛生処理手数料(後納分)について、一般廃棄物処理手数料後納要綱第8条の規定に基づき、納入通知書に納期限を記載しているが、期限後納付が常態化している納入義務者が見受けられたので、業者指導に当たられたい。(R3・六の国)</li> </ul>	<p>職員へ周知し、以後適正な事務処理を行います。</p> <p>業務課と打合せし、業者指導を行います。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。